

益城町戸建て木造住宅改修等事業 利用の手引き**耐震改修設計補助****1. 事業の内容****(1) 目的**

戸建て木造住宅の耐震改修設計（補強計画設計）を行う方に対して、その費用の一部を補助することにより、地震に対する安全性の向上と耐震化の促進を図ることを目的とします。

(2) 補助の対象になる住宅

次の条件をすべて満たす必要があります。

- 益城町内にある戸建て木造住宅であること
（併用住宅の場合、住宅部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの）
- 現に住宅所有者が居住しているもの
- 在来軸組工法、桝組壁工法（ツーバイフォー工法）または伝統的構法によって建てられたもの
- 地上階数が3階以下のもの
- 平成12年（2000年）5月31日以前に着工したもの
- 原則として、建築基準法に係る違反のないもの
- 過去にこの事業又はその他の補助金の交付を受けて耐震改修設計を行っていないもの

(3) 補助の対象になる方

次の条件をすべて満たす必要があります。

- 住宅の所有者
- 町税の滞納がない方

（４）補助の対象となる経費

上部構造評点（注）が１．０未満の住宅を１．０以上にするための耐震改修設計の費用で、内容は次のようなものが挙げられます。

- 補強案を作成するために必要な、追加調査及び現況の耐震診断書及び図面の作成
- 補強案の検討や打ち合わせなど
- 補強案の設計図書（耐震診断書、平面図、詳細図など）の作成
- 現況の各階平面図の作成
- 耐震改修工事費の見積書の作成

（注）上部構造評点について

耐震診断の結果は、「**上部構造評点**」という点数で表されます。

上部構造評点が１．０以上の場合、建築基準法が規定する強さ以上の耐震性能を有すると判断されます。

上部構造評点１．０未満の住宅を１．０以上となるように補強することを「**耐震化**」といいます。

（５）補助金の額

耐震改修設計費の **３分の２以内** かつ **上限２０万円**（千円未満は切捨て）

（６）申し込み期間

令和７年（２０２５年）９月３０日（火）まで

※ 申し込み受け付けは先着順です。予算額に達し次第、上記の期日前に受付を終了する場合があります。

（７）耐震改修設計を行う耐震診断士

木造住宅耐震診断講習会（地方公共団体又は一般財団法人日本建築防災協会が開催）の修了証の交付を受けた一級建築士、二級建築士及び木造建築士

※ 町では耐震診断士の紹介は行っておりません。

※ 熊本県のホームページ『熊本県建築物耐震診断・耐震改修設計等技術者情報（県民のみなさま向け）（<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/115/4513.html>）に、耐震診断・耐震改修設計等に関する講習会受講修了者のリストが掲載されていますので、参考にしてください。

（８）書類の作成等については担当の耐震診断士へご相談ください

本事業では、いくつかの申請書類（補助金交付申請書、完了実績報告書など）の作成を行わなければなりません。書類の作成については、担当の耐震診断士へ依頼することでスムーズに事業を進めることができます。また、委任状を提出することで、書類の提出など手続きのすべてまたは一部を委任することができますので、担当の耐震診断士にご相談ください。

（９）印鑑

申請書類に使用する印鑑は、認印で構いません。ただし、浸透印（シャチハタ等）は使用できません。

また、各書類はすべて同じ印鑑を使用してください。

（１０）お問い合わせ・申し込み先

益城町役場 都市計画課 建築係（庁舎２階）

住 所：〒861-2295 益城町宮園 7 0 2 番地

電話番号：0 9 6 － 2 8 9 － 8 3 0 8

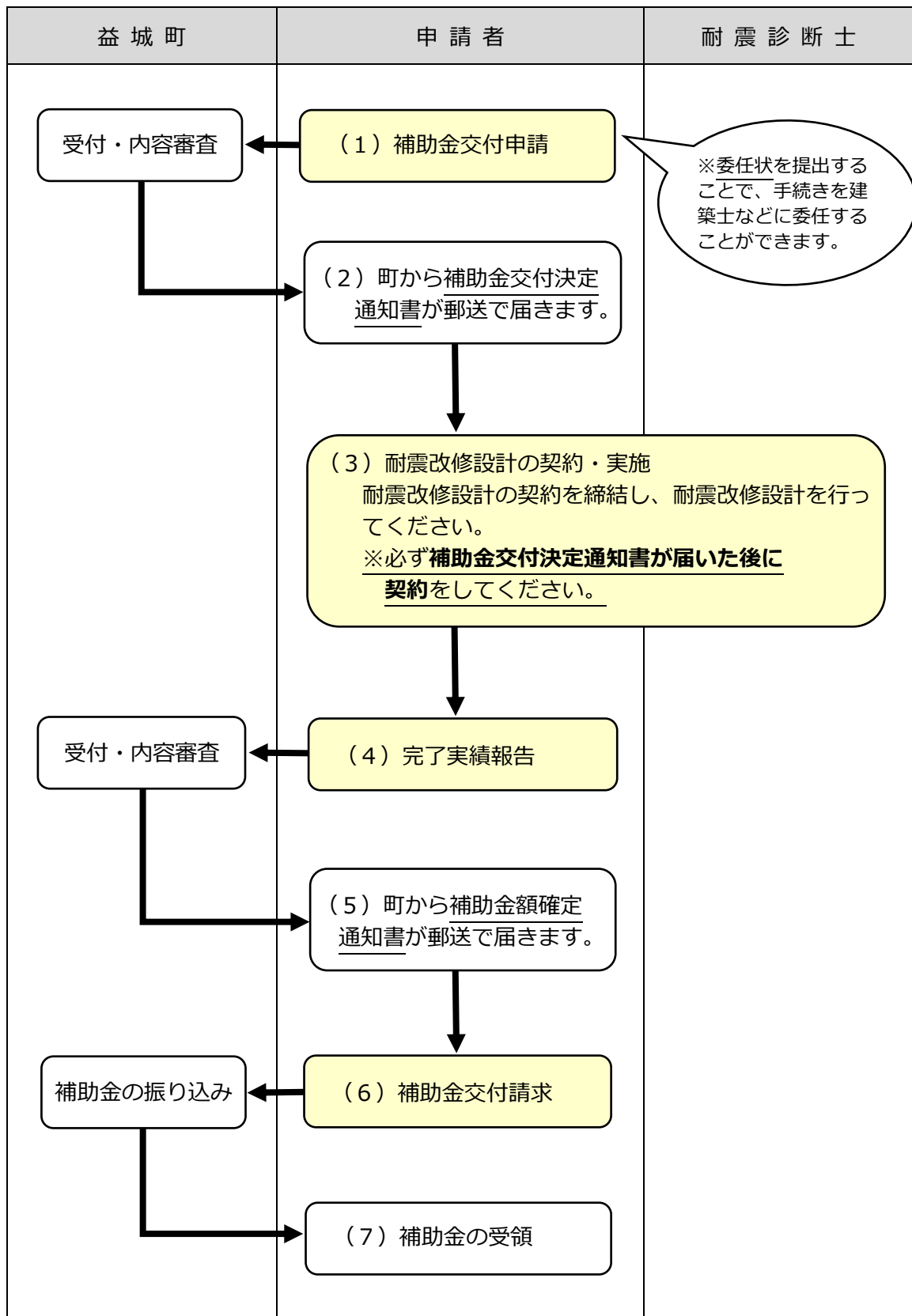
FAX 番号：0 9 6 － 2 8 6 － 4 5 2 3

メールアドレス：kentiku@town.mashiki.lg.jp

！遡及適用について！

平成 28 年 4 月 14 日から平成 29 年 9 月 30 日までに補助を受けずに耐震改修設計を実施された方についても、補助の対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

2. 事業の流れ



3. 事業の実施

(1) 補助金交付申請

補助金交付申請書（提出書類チェックリスト1）の書類を用意し、提出してください。作成が困難なものは、耐震診断士へ作成を依頼してください。

※ 委任状を提出することで、手続きのすべてまたは一部を耐震診断士などに委任することができます。

(2) 補助金交付決定通知書が郵送で届きます

交付申請書類の確認が済みましたら、町から補助金交付決定通知書を郵送します。

(3) 耐震改修設計の契約・実施

耐震改修設計の契約を結び、耐震改修設計を実施してください。

※ 補助金交付決定通知書の日付より前に契約をすると、補助を受けることができなくなります。必ず決定通知書の日付以降に契約をしてください。（遡及適用の場合を除く。）

※ 設計前に一般診断実施済みの場合、一般診断時に不明だった部分の調査・把握は必要ですが、補助事業上、再診断は必須ではありません。（実績報告書に再診断結果の添付不要）

※ 追加調査や再診断を実施した結果、上部構造評点が1.0以上（倒壊しない、一応倒壊しない）ということが判明した場合、追加調査や再診断に要する費用のみが補助対象として扱われ、それ以外の耐震改修設計に要する費用は補助対象外となります。その際は必ず変更申請を行い、事業を完了してください。

(4) 完了実績報告

耐震改修設計が完了したら、速やかに完了実績報告書（提出書類チェックリスト2）を提出してください。作成が困難なものは、耐震診断士へ作成を依頼してください。

(5) 補助金額確定通知書が郵送で届きます

完了実績報告書の確認が済みましたら、町から補助金額確定通知書を郵送します。

（６）補助金交付請求

補助金交付請求書（提出書類チェックリスト３）を提出してください。

以上で申請者が行う手続きは終了です。

（７）補助金の受領

請求書に記載された口座に補助金が振り込まれます。町から入金連絡は行いませんので、通帳にて振り込みの確認をしてください。

補助金が振り込まれたら事業は完了となります。